

身体的拘束等の適正化のための指針

第1 基本的な考え方

当ステーションは、身体的拘束等が利用者の自由を制限し、身体的・精神的な弊害をもたらすとともに、利用者の尊厳及び権利を損なう行為であることを認識し、身体的拘束等を原則として行いません。

利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないことを基本方針とします。

また、訪問看護の提供を通じて、家族、介護者又は他のサービス事業者等による身体的拘束等を把握した場合についても、利用者の尊厳及び権利擁護の観点から必要な対応を行います。

身体的拘束等の適正化に取り組むことは、単に身体的拘束等を行わないことを目的とするものではなく、その背景にある利用者の状態、生活環境、介護上の課題等を把握し、多職種及び家族等と連携しながら、身体的拘束等に頼らない支援を検討することを目的とします。

第2 身体的拘束等の定義

身体的拘束等とは、利用者の身体又は行動の自由を制限する行為をいいます。

身体的拘束等に該当し得る行為として、次のようなものがあります。

1. 徘徊しないように、車いす、椅子、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）等で囲む。
4. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を使用する。
6. 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯、腰ベルト、車いすテーブル等を使用する。
7. 立ち上がる能力のある利用者の立ち上がりを妨げるような椅子等を使用する。
8. 脱衣やおむつ外し等を制限するために、介護衣（つなぎ服）等を使用する。
9. 他者への危害等を防ぐことを目的として、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を抑制することを目的として、向精神薬等を過剰に使用する。
11. 利用者本人の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
12. 職員又は介護者が身体で利用者を押さえつけるなど、物理的に行動を制限する。

また、身体を直接拘束するものではなくても、「動かないで」「立たないで」等の声かけを繰り返す、必要以上に利用者の行動を制限する、いわゆるスピーチロックについても、利用者の尊厳を損なう不適切な支援につながる可能性があることを認識し、安易に行わないよう努めます。

第3 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の三要件

利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、次の3つの要件をすべて満たしていることを確認します。

1. 切迫性

利用者本人又は他者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

身体的拘束等を行うことによって生じる身体的・精神的な不利益を考慮したうえでも、なお身体的拘束等を行う必要性が認められる状態であることを確認します。

2. 非代替性

身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。

身体的拘束等を行わない方法を十分に検討し、利用者の生命又は身体を保護するために他に代替する方法がないことを確認します。

また、身体的拘束等を行う場合であっても、利用者の状態に応じて最も制限の少ない方法を選択します。

3. 一時性

身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること。

利用者の状態に応じて必要最小限かつ最も短い時間とし、漫然と継続しません。

第4 身体的拘束等を行わないための取組

当ステーションは、身体的拘束等を行わない看護・ケアを実現するため、身体的拘束等が必要と考えられる原因や背景を分析し、代替方法を検討します。

特に次の点に留意します。

- 転倒等の事故防止のみを理由として、安易に身体的拘束等を行わない。
- 認知症、せん妄、精神症状等があることのみを理由として身体的拘束等を行わない。
- 点滴、経管栄養、各種カテーテル等の自己抜去防止のみを理由として身体的拘束等を行わない。
- 人員不足や介護負担の軽減等、支援する側の都合を理由として身体的拘束等を行わない。
- 利用者の行動の背景にある疼痛、不安、不快感、排泄、睡眠、環境、認知機能、薬剤等の影響をアセスメントする。
- 環境調整、看護・介護方法の変更、福祉用具の活用、家族への支援等、身体的拘束等に代わる方法を検討する。
- 必要に応じて主治医、介護支援専門員、薬剤師、リハビリテーション職、介護サービス事業者等と連携し、多職種で対応方法を検討する。

第5 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続

三要件をすべて満たし、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合であっても、職員個人の判断のみで漫然と行わず、次の手続により慎重に対応します。

1. 組織的な検討

利用者の状態、身体的拘束等を必要とする理由、三要件への該当性、代替方法等について検討します。

緊急時など事前の検討が困難な場合は、利用者の生命・身体安全確保を最優先としたうえで、速やかに管理者等へ報告し、事後に検証します。

2. 利用者及び家族への説明

身体的拘束等を行う必要がある場合は、可能な限り事前に利用者及び家族等に対し、

- 身体的拘束等の内容
- 目的及び理由
- 身体的拘束等を行う時間、時間帯及び期間
- 三要件への該当性
- 身体的拘束等に代わる方法を検討した内容
- 解除に向けた取組

について説明し、理解を得るよう努めます。

3. 必要最小限の実施

身体的拘束等を実施する場合は、最も制限の少ない方法を選択し、必要最小限の時間にとどめます。

4. 継続的な再評価

身体的拘束等の実施中は、利用者の心身の状態を観察するとともに、その必要性について継続的に再評価します。

三要件のいずれかを満たさなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。

第6 身体的拘束等に関する記録

緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合は、次の事項を記録します。

- 身体的拘束等の態様及び方法
- 実施した日時及び時間
- 利用者の心身の状態
- 緊急やむを得ないと判断した理由
- 切迫性・非代替性・一時性の三要件について検討した内容
- 身体的拘束等に代わる方法について検討した内容

- 利用者及び家族等への説明内容
- 実施中の利用者の状態
- 身体的拘束等の必要性について再評価した内容
- 解除した日時及び解除に至った経緯

記録は、関係職員間で必要な情報を共有するとともに、適切に保存します。

第7 家族等による身体的拘束等を把握した場合の対応

訪問看護の提供時に、家族その他の介護者が利用者に対して身体的拘束等を行っている、又はその疑いがあることを把握した場合は、「家族が行っていること」を理由として放置しません。

職員は、次の対応を行います。

1. 身体的拘束等の方法、時間、利用者の心身の状態、家族等から聴取した理由その他確認した事実を客観的に記録します。
2. 利用者の生命又は身体の安全を確認します。
3. 速やかに管理者へ報告します。
4. 家族等が身体的拘束等を行っている背景や介護上の困難を確認します。
5. 身体的拘束等を行わない代替方法について、利用者・家族等と検討します。
6. 必要に応じて、主治医、介護支援専門員、地域包括支援センター、関係サービス事業者等と情報を共有し、多職種で対応を検討します。
7. 緊急やむを得ない場合に該当しない身体的拘束等が行われている場合や、高齢者虐待が疑われる場合は、「高齢者虐待防止のための指針」に基づき、市町村、地域包括支援センター等への相談・通報を含めて対応します。

家族等による身体的拘束等については、家族を一方的に非難するのではなく、介護負担、認知症や疾病への理解、医療処置の管理に対する不安、夜間の介護負担等、その背景を把握し、必要な支援につなげることに努めます。

第8 身体的拘束等の適正化に関する検討体制

当ステーションは、身体的拘束等の適正化について組織的に取り組みます。

身体的拘束等の適正化に関する事項については、虐待防止検討委員会その他必要な会議等において、必要に応じて検討するものとします。

主として次の事項について検討します。

- 身体的拘束等の適正化に関する指針の整備及び見直し
- 身体的拘束等が行われた事例又は身体的拘束等が疑われる事例の把握及び検証
- 緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合に、切迫性・非代替性・一時性の三要件及び必要な手続が適切に実施されていたかの確認
- 身体的拘束等を行わないための代替方法の検討
- 身体的拘束等の解除に向けた取組

- 家族等による身体的拘束等を把握した場合の対応
- 高齢者虐待防止との関連についての検討
- 職員への周知及び教育
- その他身体的拘束等の適正化に必要な事項

検討した内容については必要に応じて記録し、職員間で共有するとともに、身体的拘束等の適正化及び再発防止に活用します。

第 9 身体的拘束等の適正化に関する職員への教育・周知

当ステーションは、職員が身体的拘束等について正しく理解し、身体的拘束等に頼らない看護・ケアを実践できるよう、必要な教育及び周知を行います。

身体的拘束等の適正化に関する教育は、虐待防止研修その他の研修の機会等を活用して実施します。

教育・周知においては、主として次の内容を取り扱います。

- 身体的拘束等が利用者に及ぼす身体的・精神的影響
- 身体的拘束等に該当する具体的な行為
- 切迫性・非代替性・一時性の三要件
- 身体的拘束等を行わないためのアセスメント及び代替方法
- 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続及び記録
- 身体的拘束等と高齢者虐待との関係
- 家族等による身体的拘束等を把握した場合の対応

実施した教育・研修については、実施内容、実施日、参加者等を必要に応じて記録します。

第 10 高齢者虐待防止との関係

緊急やむを得ない場合を除く身体的拘束等は、高齢者の尊厳及び権利を侵害し、身体的虐待に該当する場合があります。

身体的拘束等について高齢者虐待が疑われる場合は、本指針のみで対応を完結させず、「高齢者虐待防止のための指針」に基づき、必要な報告、相談及び通報を行います。

第 11 本指針の閲覧

本指針は、職員がいつでも閲覧できるよう事業所内に備え付けるとともに、利用者及び家族等が閲覧できるよう必要な措置を講じます。

附則

本指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 8 月 1 日 改訂。